

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国債の譲渡及び担保権の設定）	（国債の譲渡及び担保権の設定）
第二条 法第四条第二項の規定により発行する国債（以下この条において「国債」という。）について譲渡又は担保権の設定をすることはできるのは、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。	第二条 法第四条第二項の規定により発行する国債について譲渡又は担保権の設定をすることはできるのは、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。
一～三 （略）	一～三 （略）
2  前項第一号の規定により国債（財務大臣が定めるものに限る。）を国に譲渡しようとする者は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、次項又は第四項に規定する証明書を添えて行わなければならぬ。	2  前項第一号の規定により国債（財務大臣が定めるものに限る。）を国に譲渡しようとする者は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、次項又は第四項に規定する証明書を添えて行わなければならぬ。
3  国債の記名者の居住地の都道府県知事は、国債の記名者の申出により、当該者が生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者その他経済的に困窮しているものであること及び当該国債につき法第三条第二項に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。	3  国債の記名者の居住地の都道府県知事（国債の記名者が死亡した場合にあつては、当該国債の記名者の死亡の際における居住地の都道府県知事）は、国債の記名者の破産管財人又は国債の記名者が死亡した場合に
（新設）	（新設）
4  国債の記名者の居住地の都道府県知事（国債の記名者が死亡した場合にあつては、当該国債の記名者の死亡の際における居住地の都道府県知事）は、国債の記名者の破産管財人又は国債の記名者が死亡した場合に	

おけるその相続人若しくは相続財産の管理人の申出により、当該国債の記名者の債務を弁済するために当該国債の記名者の財産又は相続財産の処分を必要とすること及び当該国債につき法第三条第二項に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。

(事務の区分)

第五条 第二条第三項及び第四項並びに前二条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第三条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第五条 前二条の規定により都道府県が処理することとされている事務及び第三条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。